

修繕業務契約書(案)

- 1 事業名 愛媛県立宇和特別支援学校寄宿舎浴室改修業務
- 2 施行箇所 愛媛県西予市宇和町永長 1287-1
- 3 契約期間 着手 令和 年 月 日
完成 令和 4年 8月 31日
- 4 契約金額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税相当額 ￥ ー)
- 5 契約保証金

上記の事業について、発注者 愛媛県立宇和特別支援学校 校長 松本 淳(以下「甲」という。)と請負者 (以下「乙」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(事業施行)

第1条 乙は別記仕様書に基づき業務を実施すること。

(権利義務の譲渡等)

第2条 この契約によって生ずる権利義務は、第三者に譲渡又は承継しないこと。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、事業が完成したときは、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して10日以内に完成検査を行わなければならない。

3 乙は第2項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対し、異議を申し立てることができない。

4 目的物の引渡しの日は、前項に定める完成検査に合格した日とする。

5 乙は、第2項の検査に合格しないときは直ちに補修し、甲の検査を受けなければならない。この場合において、乙は、補修の完了を修繕業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

(代金の支払)

第4条 甲は、契約金額を、前条に定める完成検査合格後、適正な支払請求書を受領した日から起算して30日以内(以下、「約定期間」という)に支払わなければならない。

2 甲はその責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延

利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査機関を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

4 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第5条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合には、甲は、契約金額から既成部分に相当する額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの利息を徴収することができる。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、第4条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとする。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（服務）

第7条 この契約により乙の作業員が愛媛県立宇和特別支援学校において行う事業実施上の行為は、すべて乙の責めとし、事業実施上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

（甲の解除権）

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除すること

ができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により、事業の実施に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、事業を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(契約金額の変更)

第13条 事業実施期間において、経済変動その他の状況により契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(法令等の遵守)

第14条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第15条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第

18 号) によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

西予市宇和町永長 1287-1

甲 愛媛県立宇和特別支援学校

校 長 松本 淳

乙